



| | | |
|-------|-----|-----|
| トピックス | TOP | MPD |
| S・A | 2・3 | 2・3 |
| 論文 | 1 | 1 |

逮捕に対する保障



何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてある犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない(憲法33条)。

令状主義

① 意義と趣旨

憲法33条は、**逮捕**に関する**令状主義**を定めたものである。令状主義とは、捜査機関は、裁判官の発する適法な**令状**によらなければ、刑事手続上の**強制処分**(逮捕)をなし得ないとする原則をいう。捜査機関による逮捕権の誤用・濫用に対して司法的チェックを及ぼすことにより、**不法な逮捕を防止し、人身の自由を保障すること**を目的としている。

捜査機関とは別の中立的立場にある裁判官が、逮捕の可否をチェックするんだね。



② 条文の文言の意味

| | |
|-------------------|---|
| 権限を有する司法官憲が発し | 司法官憲とは、 裁判官 をいい、検察官や司法警察職員を含まない。裁判官は、捜査機関の請求を受けて、 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり、かつ、逮捕の必要性があるときに逮捕状を発付する。 |
| 理由となっている犯罪を明示する令状 | 逮捕状には、 罪名と被疑事実 を記載しなければならない。これは、犯罪事実を特定しない 一般令状を認めない趣旨 である。罪名と被疑事実が記載された逮捕状が被疑者に提示されることで、被疑者の防衛が図られる。 |
| 令状 | 逮捕状、勾引状・勾留状 を含む。逮捕状の性格は「命令状」ではなく、「許可状」と解されている。捜査官が逮捕の必要性がないと判断する場合にはこれを 執行しなくてもよい。 |
| 逮捕 | 犯罪の嫌疑を理由として 身体を拘束すること を意味し、刑訴法でいう「逮捕」に限られず、「勾引」「勾留」「鑑定留置」等も「逮捕」に当たる。 |

令状主義の例外

憲法33条は、令状主義の例外として**現行犯逮捕**の場合を挙げている。現行犯の場合(準現行犯を含む)には、**逮捕の理由も必要性も明白で、逮捕権の濫用のおそれがないから**である。また、逃亡や証拠隠滅を阻止するためにも**直ちに逮捕する必要が高く、令状の発付を受けている余裕のないことが通常だから**である。

現行犯逮捕が令状主義の例外とされている理由

- ① 逮捕の理由や必要性が明白であることから、逮捕権の誤用・濫用のおそれがないこと
- ② 逃亡や証拠隠滅を阻止するためにも直ちに逮捕する必要が高く、令状の発付を受けている余裕のないことが通常であること



緊急逮捕の合憲性

① 緊急逮捕の定義

緊急逮捕とは、一定の重い罪を犯した充分な嫌疑のある被疑者について、逮捕状の発付前に身柄を**拘束**し、その**直後に**、裁判官の**逮捕状の発付**を受ける逮捕をいう(刑訴法210条1項)。

② 緊急逮捕の合憲性

令状主義の原則からすると、逮捕前に逮捕状の発付を受けておく必要があるはずであるが、緊急逮捕は、令状の発付前に被疑者を逮捕するものである。

緊急逮捕が憲法の定める令状主義に違反しないかについて、判例は、憲法33条の趣旨に反するものではないとしている。



緊急逮捕の合憲性

厳格な制約の下に、罪状の重い一定の犯罪のみについて、緊急やむを得ない場合に限り、逮捕後直ちに裁判官の審査を受けて逮捕状の発行を求めることを条件とし、被疑者の逮捕を認めることは、**憲法33条規定の趣旨に反するものではない(最判昭30.12.14)**。



マンガでTRY 法学論文 刑法



TOPの論文 **4**、TOP・MPDの論文 **3** とリンク！

間接正犯と盗取犯の擬律判断

X女(13歳)は、日頃から母親である甲女による虐待を受けており、甲女の命令には逆らうことのできない状況下に置かれていた。甲女は、X女にスーパーマーケットで4,500円のA化粧品の値札を剥がし、B化粧品に貼付されている800円の値札に貼り替え、レジで800円の代金を支払ってA化粧品を買って来るよう命じた。X女は、甲女の命令を実行し、A化粧品を取得した。



問 X女、甲女の刑事責任とその理由を述べなさい。

解答・解説は次ページで ➡